破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８号
栃木県下都賀郡野木町大字潤島792番地５
債務者　針谷　知世
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４８１４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目12番４―201号
債務者　越後　至功
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０１号
大阪市平野区長吉長原２丁目14番６―205号
債務者　アドシンクこと　宮脇　　清
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７３号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ａ―202号
債務者　永野　　優
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１５号
大阪市旭区赤川１丁目１番８―503号
債務者　古賀　明子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６６号
大阪府高槻市安満東の町２番３号吉田ハイツＡ棟102号
債務者　桑原ひとみ（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６４号
東京都板橋区板橋２丁目63―９―809
債務者　十河　真澄
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０６号
東京都世田谷区若林５丁目37―７―201
債務者　吉田友理子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６４４号
東京都江戸川区南小岩６丁目20―13―106
債務者　長門　顕一
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６４５号
東京都中野区弥生町２丁目12―１―303
債務者　山本　達司
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６４６号
東京都練馬区貫井５丁目19―11―202
債務者　西川　康夫
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５４号
東京都葛飾区白鳥２丁目14―12―504
債務者　太田　義男
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６５５号
東京都葛飾区白鳥２丁目14―12―504
債務者　大徳さゆり
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２２号
神奈川県高座郡寒川町宮山127番地６
債務者　宮本　守郷
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６０号
横浜市金沢区寺前１丁目５番30―201号
債務者　國安　裕史
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
東京都八王子市元横山町２丁目７番６号小島コーポ102号
債務者　秋葉　秀実
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部